

寄付のお願いと税制優遇のお知らせ

第4期エラベル登録団体へご寄付をお願いします。

エラベル期間中（2017年12月1日～2018年3月20日）のエラベル登録団体2団体への寄付は、すべて公益財団法人かながわ生き生き市民基金が管理し、期間終了後に各団体への寄付金から共同運営費15%を除いた85%が助成されます。

寄付の方法 振込・クレジット・現金がえらべます。

1) 郵貯・銀行口座にお振り込みの場合

(1) 寄付申し込み書記入

寄付申込書に記入し ファクス 045-620-9045

または、財団HPの寄付申し込みフォームから送信してください。

(2) それぞれの団体専用口座（団体紹介ページに記載。口座名義人は「公益財団法人かながわ生き生き市民基金」）にお振込みください。

2) クレジット決済の場合

スマートフォン等からQRコードまたは検索により、団体ホームページのエラベル画面に進みます。

画面の必要事項をご入力ください。（カタログ添付の寄付申込書への記入の必要はありません）当団体への入金日でご寄付受領となりますのでご注意ください。

3) 現金寄付の場合

寄付金と寄付申込書を各団体に渡し、団体から寄付預かり書をお受け取りください。領収書の必要な方は別途領収書をお送りします。

申込書は
領収書送付に必要です



寄付で税額控除を受けましょう

個人寄付の場合

確定申告により、所得税（寄付額の40%が控除される税額控除が有利）と県民税（4%控除）市町村民税（6%控除）が控除されます。（ただし当財団は、川崎市・横須賀市・伊勢原市・座間市の4自治体については、自治体条例により市町村民税の該当外です。）

最大約50%が戻ります。

例えば横浜市在住の方が、1年間に公益財団や認定NPOに合計1万円寄付された場合、

（1万円－2千円）×50%【所得税40%税＋県民税6%＋市町村民税4%】＝4千円が控除

☆2017年度（2018年1月15日～3月15日）の確定申告は2017年1月～12月の寄付が対象です。2018年1月～12月の寄付は2018年度（2019年1月）の確定申告です。

減税という形でキャッシュ
バックされるよ

最大約50%が
戻るんだね

還付手続きは3ステップで

① 領収書受領 ② 確定申告書提出 ③ 還付金受領！

法人寄付の場合

公益財団法人への寄付は一般損益参入とは別に、「特別損金算入」が適用されます。

※寄付控除・損金算入には条件がありますので、詳しくは当財団ホームページあるいはお住まいの自治体・税務署にお問い合わせください。



〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-2-15パレアナビル6F

Tel: 045-620-9044 Fax: 045-620-9045

Mail: info@lively-citizens-fund.org

URL: http://www.lively-citizens-fund.org/

Facebook: https://www.facebook.com/livelycitizens-fund

かながわ市民基金

検索

2017年11月



活動 寄付
思いと 思いをつなぎ、
だれもが生き活きと暮らせるまちづくりを支援する

事業指定助成プログラム
「エラベル」

困難に立ち向かう市民の活動 市民活動をえらんで きふ！
2017年12月1日～2018年3月20日



神奈川初の公益財団による市民基金です。
神奈川県内の地域課題に取り組む市民団体の活動と市民の寄付をつなぎ、
生き活きとした市民社会を目指しています。

NPO 法人アクションポート横浜

学生と地域をつなぐ NPO インターンシップを応援してください

NPO インターンシップは、学生が社会課題を解決する組織（NPO）の一員として、地域貢献に向き合うプログラムです。活動先は「福祉」「国際協力」など、多様な NPO から選びます。NPO インターンシップを経験することにより、学生にとっては大学から企業に続く直線では得られない、地域や人びとへの視点が生まれます。NPO は NPO で活動する人材を見つけ育成する機会にもなり、地域にとっては若者と地域をつなぐ場ともなります。

インターンシップのプログラムは？



NPO と学生のお見合い会
参加学生と受け入れ団体のスタッフが直接話す場です。様々な団体を見て、活動する団体を選びます。



事前研修会
活動するにあたって、インターンシップに必要な基礎知識を学ぶ研修会を実施。参加学生同士の交流も深まります。



志望先の調整 & 面接
志望団体が決まったら面接でマッチング！活動期間や内容について具体的に打ち合わせます。



活動体験
短期（10日間）・長期（6か月間）、各団体に分かれ活動を始めます。活動中には他団体へ行った学生同士の交流会も開催。

終了式・成果報告会
活動してきたことを振り返り、活動内容を共有します。最後には終了証書を受け取りプログラムは終了です。



インターン体験談

インターンシップでは、幅広い世代・立場の人と共に活動ができました。そのため、様々な考え方を学ぶことができ、どんな活動も楽しめるよう考え方を工夫できる人になりたいと思いました。悩むこともありますが、頼れる仲間がいて、私にとっての横浜が、「遊びに行く街」から仲間がいる「帰ってくる街」に変わりました。これからも、より多くの学生に NPO インターンシップを通して、地域を自分の街と思える経験をしてほしいと思います。（東洋英和女学院大学 4 年福井涼子 2016 年度インターン生）



なるほど！ NPO インターン やったことない経験してみたい

- 1 位 今までやったことのない経験をしたい
- 2 位 自分に自信の持てる体験がしたい
- 3 位 人の役に立ちたい
- 4 位 大学生活（特に夏休み）を有意義に過ごしたい
- 5 位 働くことを体験したい
- 6 位 地域活性化やまちづくりに関心がある

川崎地域エネルギー市民協議会

川崎市再生可能エネルギー推進条例（仮称）の制定を求める 3 万筆の署名を集める活動を応援してください。

福島第一原子力発電所の過酷事故は、原子力災害が長時間にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすことを実感させました。私たちは可能な限り原発に依存せず、環境や健康にやさしい持続可能なエネルギーを使う社会に暮らしたいと思います。そのためにこの条例を制定し、省エネと再生可能エネルギー促進を基本とし、小規模分散型の発電設備を持つ街、省エネと再生可能エネルギー政策に市民が参画できる街をめざします。

こんな条例がある街を子どもたちに

- エネルギー大消費地・川崎が、省エネを基本とし安全で持続可能なエネルギー政策を追求する街であることを宣言し、大都市における再エネ政策モデルを提示します。
- 災害時にも安心できる小規模分散型・地産地消型の電力供給システムを持つ街をめざすことをうたいます。
- 市のエネルギー政策の立案や実施に参画し、安全で環境に優しいエネルギー政策をもつ街に住むことを市民の権利とします。

【この条例により実現できること】
再エネ活用の政策が市民参画で進む
再エネ政策を担当する行政窓口ができる
再エネ活用事業に取り組む市民を市が支援するしくみができる



市民発電所 1～3 号機を設置（原発ゼロ市民共同かわさき発電所）

（株）生活クラブエナジーへの
売電事業者として、
生活クラブイベントに参加



私たちも応援します



増原直樹さん
人間文化研究機構 総合地
域環境学研究所 研究員



小川杏子さん
おひさまフェス実行委員会代表
2016 年キララ賞受賞者



川岸卓哉さん
原発ゼロ市民共同
かわさき発電所理事長
2015 年キララ賞受賞者



協議会を形成し専門家を交え
事例研究・条例案づくりにチャレンジ

事業指定助成プログラム 「エラベル」

目標金額 **60 万円**

インターンシップ運営費・
報告書作成費用等に活用
させていただきます。

寄付方法

- ①寄付申込書を財団に送る（領収書送付に必要）
- ②寄付方法（郵貯・銀行・クレジット・現金）を選ぶ
- ③郵貯・銀行のアクションポート寄付専用口座に振り込む場合
郵貯口座 00220-6-102971
銀行口座 中央労働金庫 新横浜支店 普通預金 109570
口座名義人 ザイ）カナガワイキキシミンキキン
電話 045-620-9044
- ④クレジットの場合 QR コードで財団ホームページエラベル画面へ
- ⑤現金の場合 現金書留で財団へ送付、あるいは団体関係者に手渡し



団体情報

住所：横浜市中区山下町 94 番地
横浜中華街パーキング協同組合内
代表理事：昌子住江
設立：2008 年 9 月 TEL/fax：045-662-4395
メール：info@actionport-yokohama.org
HP：http://actionport-yokohama.org/



活動への思い 若者の地域活動への参加促進は県内各 NPO の課題です。エラベルをきっかけに、インターン事業の継続で NPO、企業、大学、行政等、異なる性格の組織が対等に集い連携できる場、ネットワーク、参加と協力体制をつくります。（理事：高城芳之：2011 年キララ賞受賞者）



事業指定助成プログラム 「エラベル」

目標金額 **60 万円**

学習会・イベント開催、アピール
チラシ・署名用紙作成、新聞折り
込みに活用させていただきます。

寄付方法

- ①寄付申込書を財団に送る（領収書送付に必要）
- ②寄付方法（郵貯・銀行・クレジット・現金）を選ぶ
- ③郵貯・銀行の川崎再エネ寄付専用口座に振り込む場合
郵貯口座 00250-9-52723
銀行口座 中央労働金庫 新横浜支店 普通預金 109589
口座名義人 ザイ）カナガワイキキシミンキキン
電話 045-620-9044
- ④クレジットの場合 QR コードで財団ホームページエラベル画面へ
- ⑤現金の場合 現金書留で財団へ送付、あるいは団体関係者に手渡し



団体情報

住所：川崎市中区小杉 1-403-5-404
会長：竹井 斎
設立：2016 年 2 月
TEL/fax：044-722-6766（高橋）
メール：kawasakisaiene@gmail.com
HP：http://kawasakisaiene.jimdo.com



活動への思い 学生時代から環境問題に関心をもち、法が環境問題の解決の重要なファクターの一つになるとの思いから、大学や大学院で環境法を学んできました。条例が実現することで、川崎が持続可能な街に近づき、市民にとってより良い街になることを願ってやみません。ぜひ皆様のご協力を賜れますと幸いです。（条例制定プロジェクトチームリーダー：岩坂康佑：弁護士）

